

【2011年1月14日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第19号 ■

～ 従業員 300 人以下の事業主の皆さんへ ～

本年 3 月で定年後の「継続雇用制度導入」の特例措置が終了します

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、現在、65 歳未満の定年を定めている事業主は、「高年齢者雇用確保措置」を実施する必要があります。

「高年齢者雇用確保措置」には、「定年の定めの廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」があり、事業主にはこのいずれかを行う義務があります。

このうち、「継続雇用制度の導入」については、希望者全員を対象とするか、労使協定により対象者の基準を定めなければなりません。現在は特例措置として、中小企業（300 人以下）の事業主は、対象者の基準を就業規則で定めることができます。

この特例措置は、平成 23 年 3 月 31 日で終了します。このため、中小企業の事業主の皆さんも 3 月 31 日までに、

- 1) 「定年の定めの廃止」、「定年の引き上げ」、「希望者全員の継続雇用制度の導入」のいずれかを実施
- 2) 継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準について、労使協定を締結のどちらかを実施しなくてはなりません。早めの準備をお願いいたします。

【詳しくはこちらへ】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouantei01.pdf>

【参考】平成 22 年「高年齢者の雇用状況」集計結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000uosd.html>

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====